

(サービス産業動態統計・サービス産業動態統計調査)

調査実施者説明資料

(審査メモで示された論点への回答)

総務省統計局

Ⅱ サービス産業動態統計の指定

【論点】

- a 既存の動向調査及び特サビ調査の結果について、これまでの利活用実績と、現在の利活用状況はどのようになっているか。また、今後の利活用拡大の見込みはどうか。
- b 今後の経済統計の体系的整備における位置づけも含め、サービス産業動態統計を基幹統計とする意義や効果は何か。(今後の利活用拡大の見込みにも照らし、「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」及び「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」に該当するものとして、サービス産業動態統計を基幹統計として指定することは妥当か。)

【回答】

(サービス産業動向調査における利活用の状況)

サービス産業動向調査では、現在、以下のとおり月例経済報告における経済動向把握・基調判断のための基礎資料や四半期別GDP速報(QE)、国民経済計算年次推計、第3次産業活動指数、消費動向指数等の基礎データ、民間企業や学術研究機関における業界ごとの景気動向、市場規模等の分析等政策立案の場面や二次統計、民間における市場動向の研究活動など幅広く活用されており、その活用の幅は年々広がっている状況です。

○四半期別GDP速報(QE)(内閣府)

供給側出荷額推計の補助系列として、通信業、鉄道業、物品賃貸業、宿泊業、飲食店、娯楽業など多岐にわたるサービス産業の売上高等を利用

- ・ 平成27年1～3月期以降：6業種
- ・ 平成28年7～9月期以降：23業種
- ・ 平成30年7～9月期以降：25業種
- ・ 令和4年7～9月期以降：28業種

○国民経済計算年次推計(内閣府)

平成28年以降の国民経済計算年次推計において、コモディティ・フロー法による出荷額推計の補助系列として利用(事業活動の産業別売上高等：74業種)

○月例経済報告(内閣府)

令和4年8月より、主要経済指標に「宿泊業」の売上高を利用

○第3次産業活動指数(経済産業省)

2015年基準(令和2年4月公表開始)から第3次産業活動指数の作成に事業活動の産業別売上高(9業種)を利用

○消費動向指数(総務省)

事業活動の産業別売上高(サービス産業計)を平成30年1月分から総消費動向指

数の作成に利用

○中小企業白書

中小企業白書（令和3年版、令和4年版）において、「サービス産業計」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の売上高（前年同月比）の推移を掲載

○労働経済白書

労働経済白書（令和3年版）において、「飲食店」の売上高の推移を掲載

○その他

・国における利用

市場構造を分析するための基礎資料（公正取引委員会）、情報通信産業連関表作成の推計資料（総務省）、セーフティネット保証に係る業況調査の根拠資料（厚生労働省）、延長産業連関表の作成（経済産業省）などで利用

・民間企業における利用

民間企業や学術研究機関で、「鉄道業」、「航空運輸業」、「倉庫業」、「不動産業」、「宿泊業」、「飲食店」等の集計結果が各種業界新聞や分析レポートで引用

（特定サービス産業動態統計調査）

特定サービス産業動態統計調査では、四半期別GDP速報（QE）、第3次産業活動指数等の基礎データや産業振興政策、中小企業政策、消費者政策の基礎資料、民間企業における業界ごとの景気動向、市場規模等の分析等に利用されています。

（新たな基幹統計における利活用の見込みと意義等について）

新たな基幹統計においても、現行と同様に、月例経済報告における経済動向把握・基調判断のための基礎資料や四半期別GDP速報（QE）、国民経済計算年次推計、第3次産業活動指数、消費動向指数等の基礎データ、民間企業や学術研究機関における業界ごとの景気動向、市場規模等の分析等における利活用を想定しています。さらに、公表の早期化に取り組むことにより、より直近のサービス産業の動向の把握が可能となることで、業界動向の把握や分析等に資することができ、利活用の幅も広がることが期待されます。

Ⅲ サービス産業動態統計調査の承認

1 今回申請された計画について

(1) 調査の名称

【論点】

特になし

(2) 調査対象の範囲

【論点】

- a 調査対象の範囲は、どのような基準・考え方に基づき設定されているのか。調査の目的に照らして、調査対象の範囲は適当か。
- b 「細分類 6431 クレジットカード業」を調査対象としない理由は何か。調査対象としないことによる利活用上の支障は生じないか。

【回答】

新調査の調査対象範囲については、現行のサービス産業動向調査の調査対象範囲の設定の考え方を踏襲し、月次でサービス業の事業活動を把握すべき必要性が高い産業を対象範囲として設定しております。そのため、「学校教育」等の月次ベースでの動向を把握する必要性に乏しい産業については、引き続き調査対象から除外しています。

また、サービス産業動向調査において産業毎の個別の要因等によって調査対象から除外していた産業、例えば

- ・ 売上高に関する月次統計が別途存在するもの（「卸売業、小売業」）
- ・ 売上高の概念の性質が他の第三次産業と異なるもの（「金融業、保険業」）
- ・ 産業の性質が他の第三次産業と異なるもの（「電気・ガス・熱供給・水道業」）

については、こうした産業を調査対象に含めるべき特段の事情変更や調査ニーズもないことから、新調査においても引き続き調査対象から除外することとしております。

なお、特定サービス産業動態統計調査において対象としていた「クレジットカード業」については、当該調査の実施主体である経済産業省が中心となって政策ニーズを精査したところ、新調査の調査対象から除外しても支障は生じないとの調整・整理がなされております。

(3) 報告を求める個人又は法人その他の団体

【論点】

- a 母集団情報について、新設の企業等の把握方法は適切か。また、報告者が廃業又は調査対象外の産業になった場合、代替標本の選定などの対応は適切か。

【回答】

新設の企業等については、毎年、利用可能な最新時点の事業所母集団データベースの年次フレームを活用して、現行の調査対象に含まれていないしつ皆層の企業等（主産業がしつ皆層に該当する企業及び資本金が1億円以上の企業）を抽出し、翌年の1月調査から新設企業として調査対象に追加します。

標本層において、事業所が廃業又は調査対象外の産業になった場合は、当該事業所への調査を中止するとともに、予備として抽出していた同業種で同規模（事業従事者）の事業所を新たに調査することとしています。

b 企業単位の調査と事業所単位の調査はどのような考え方で棲み分けがされているのか。企業等調査（悉皆）及び事業所調査（悉皆層及び標本層の設定）の設計は、どのような基準・考え方に基づくものか。標本設計は妥当か。

【回答】

今回の調査設計は、現行のサービス産業動向調査をベースとしており、現行と同様にしつ皆調査と標本層に分けています。

以下の企業等及び事業所についてはしつ皆としています。

（企業等）

- ① 特定の産業（※）に属する企業等
- ② 資本金1億円以上の企業等

（事業所）

- ③ 事業従事者数500人以上の「中分類83－医療業」に属する事業所

（※）主業が小分類「371 固定電気通信業」、「372 移動電気通信業」、「381 公共放送業（有線放送業を除く）」、中分類「42 鉄道業」、「46 航空運輸業」又は「49 郵便業（信書便事業を含む）」に該当する企業等

企業等については、調査創設当初は事業所のみ調査であったところ、平成25年に現行調査を見直した際、サンプル数を抑制した上でカバレッジを拡充する観点から企業単位の調査を導入することといたしました。その際、企業等が営む複数の事業活動を的確に把握する観点から、当該企業等については事業活動別の売上高を把握することといたしました。一方で、規模の小さい企業等に対し、月次調査で事業活動別の売上高を把握することは報告者負担の観点から困難であるとの考えにより、企業等での調査については、①事業所単位での売上高の把握が困難ないわゆるネットワーク産業及び②一定規模以上の会社企業に限定した上で、しつ皆調査としているものです。

また、③については、統計の精度を担保する上で必要な企業等が少なく、かつ、売上高の分散が大きい業種であることにかんがみ、調査結果を安定的に把握するため、一定規模以上の事業所をしつ皆層としているものです。

上記のほか、事業所については、産業、事業従事者規模別の層化抽出により対象の事業所の抽出を行っており、産業別の売上高の標準誤差率を5～10%を目標とした精度によりサンプル数を決定し、2年間固定した上で交替するようにしています。ただし、統計の精度を担保する上で報告者数を確保することが必要な層については、交替を行わず、継続的に調査対象としています。

このように、様々な層の事業所を幅広く標本抽出してサンプル数を確保するとともに、カバレッジ確保のため企業単位の調査を導入し、かつ、報告者負担を考慮して企業等に対してのみ事業活動別の売上高を把握するといった調査設計とすることで、我が国のサービス産業の事業活動の動態を的確に捉えるようにしています。

(4) 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

【論点】

- a 調査事項は、どのような基本的考え方にに基づき設定されているのか。調査の目的に照らして、調査事項は必要かつ十分といえるか。
- c 現行の動向調査において、従業者数及びその内訳を把握している理由は何か。本調査において内訳を把握しないことによる利活用上の支障はないか。

【回答】

調査事項については、「売上（収入）金額」（売上高）等の主要な調査事項を現行のサービス産業動向調査から引き継ぎつつ、報告者の負担軽減や他統計の調査事項との整合性を図る観点からの見直しを図るということを基本的な考え方として設定しています。過去のサービス産業動向調査の利活用の状況を踏まえれば、現行のサービス産業動向調査の売上高を継続的に把握することにより、本調査の調査目的である「サービス産業の事業活動の動態を明らかにする」ことは十分に可能であると考えております。

従業者数及びその内訳については、サービス産業の動向に関する情報の一つとして把握してきたものですが、従業者に関する分析は、毎月勤労統計調査や労働力調査など雇用関係の統計が用いられていることが通常であり、サービス産業動向調査の調査結果の利活用実績は特段ないのが現状です。そのため、利活用ニーズの観点からは従業者数及びその内訳を削除しても問題はないものと考えておりますが、従業者数については、欠測値補完など審査プロセスにおいて使用している等の実態もあることから、新調査においても引き続き把握をすることとしております。

【論点】

b 企業単位の調査において、事業活動別の売上高を把握することとしているが、現行の動向調査における回答状況はどのようになっているか。企業が管理している情報が、日本標準産業分類の項目と必ずしも一致しているとは限らず、事業活動別に報告することが困難なケースはないか。

【回答】

現行のサービス産業動向調査でも企業単位の調査において事業活動別の売上高を把握しています。

企業単位の調査の対象となる企業等はしつ皆調査であり、これまで継続して調査しています。事業活動については、当該企業等の最新の回答結果を用いてプレプリントを行った上で回答を得るようにしており、報告者負担の軽減だけでなく正確性の確保も行うようにしています。また、調査時には各事業活動の例示や間違いやすい業種の注意点を記した事業活動一覧の解説書を配布し、企業等が誤解することがないように配慮しています。さらに、企業等から事業活動内容について修正回答があった場合は、必ず疑義照会を行い、その修正が企業等の誤解ではないか等確認するように努めています。

このような取組の中で実施しており、正確に事業活動別の売上高を把握できているものと認識しています。

【論点】

d 売上高における消費税込み集計への変更に伴い、過去のデータとの接続については問題はないか。

【回答】

集計事項とも関わる内容のため、「(6) 集計事項」の論点 a と併せて回答します。

【論点】

e 現行の特サビ調査において把握している特性事項を把握しないこととした理由は何か。調査の目的に照らして、特性事項を把握しないことは適当か。

【回答】

新調査では、現行のサービス産業動向調査と同様に売上高と従業者数を調査し、産業中分類別に集計した結果を公表することとしています。

両統計調査の整理・統合に当たっては、特に特定サービス産業動態統計調査の利活用の状況について、経済産業省が中心となって調査結果に対するニーズの精査（経済産業

省内及び政府利活用リスト登録先)が行われました。その結果、政策部局などにおいて引き続き細分類業種区分の売上高の動向を把握する必要があると整理がなされたものです。

上記の整理を行った上で、売上高以外の固有の調査事項（特性事項）については、新調査においては把握しないものの、今後の在り方について、必要性の有無も含め経済産業省において引き続き検討中であります。

(5) 報告を求めるために用いる方法

【論点】

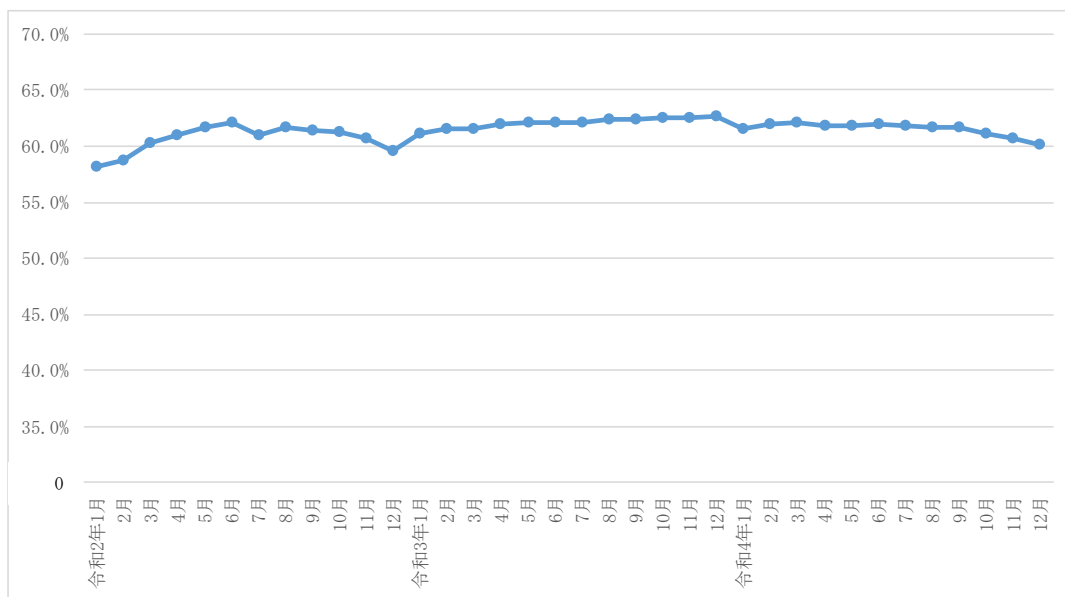
a 近年の調査票の回収率及びオンライン回答率はどのように推移しているか。調査票の配布・回収、督促・疑義照会の流れの中で、どのように回収率及びオンライン回答率の向上を図っているか。

【回答】

近年の調査票の回収率及びオンライン回答率は以下のとおりです。（いずれも確報値）

<回収率の推移（令和2年1月～令和4年12月）>

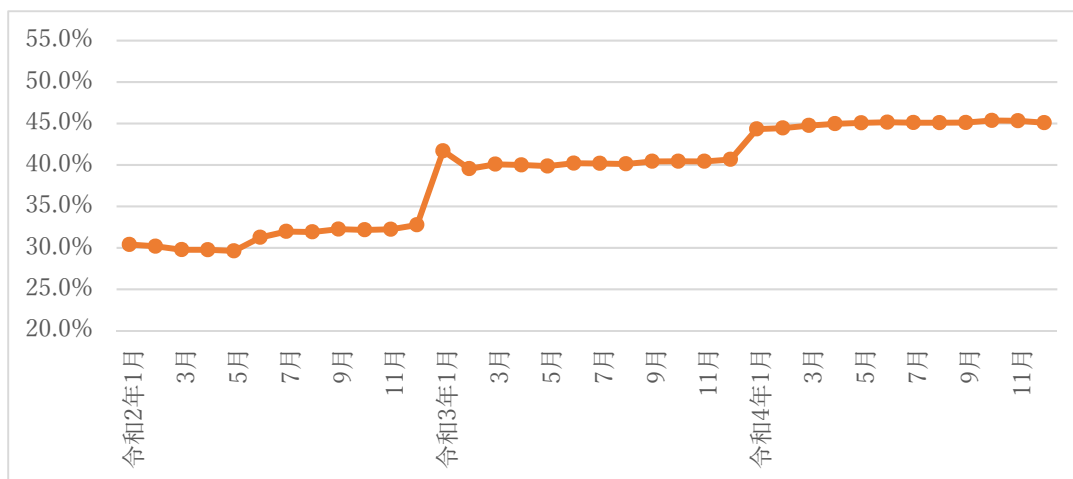
| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 年平均 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 令和2年 | 58.1% | 58.8% | 60.3% | 60.9% | 61.7% | 62.2% | 61.0% | 61.7% | 61.4% | 61.3% | 60.7% | 59.6% | 60.6% |
| 令和3年 | 61.1% | 61.5% | 61.5% | 61.9% | 62.1% | 62.1% | 62.1% | 62.4% | 62.4% | 62.5% | 62.5% | 62.7% | 62.1% |
| 令和4年 | 61.5% | 61.9% | 62.1% | 61.8% | 61.8% | 61.9% | 61.9% | 61.6% | 61.7% | 61.1% | 60.7% | 60.1% | 61.5% |



※ 回収率は、調査回答数／調査対象数により算出。

＜オンライン回答率の推移（令和2年1月～令和4年12月）＞

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 年平均 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 令和2年 | 30.4% | 30.2% | 29.8% | 29.8% | 29.6% | 31.3% | 32.0% | 31.9% | 32.3% | 32.2% | 32.2% | 32.8% | 31.2% |
| 令和3年 | 41.7% | 39.5% | 40.1% | 40.0% | 39.9% | 40.2% | 40.2% | 40.1% | 40.4% | 40.4% | 40.4% | 40.7% | 40.3% |
| 令和4年 | 44.3% | 44.4% | 44.8% | 45.0% | 45.1% | 45.2% | 45.1% | 45.1% | 45.1% | 45.4% | 45.3% | 45.1% | 45.0% |



※ オンライン回答率は、オンライン回答数／調査回答数により算出。

調査票の回収率の向上を図る観点から、電話、はがき等による督促を行っているほか、回収率が低くなりしがちな小規模の事業所については、調査員が当該事業所を直接訪問し督促活動を行うなどしています。

また、オンライン回答の推進を図るため、紙の調査票による回答のあった報告者や、回答をいただけない客体に対し定期的にオンライン回答を促す文書を配布するなどの取組を実施しております。

【論点】

b 調査対象企業のうち、企業調査支援事業の対象となるのは、どの程度の企業数と想定されているのか。また、政府統計オンラインサポートシステムを通じてどのように回答を得るのか。企業調査支援事業の活用により、どのような効果が期待されるか。

【回答】

企業調査支援事業については、同事業の対象としている企業のうち新調査の対象となる約1,000企業と想定しています。

企業調査支援事業は、企業の担当者と独立行政法人統計センターの職員との双方向のやりとりを可能とする企業専用のポータルサイトを実装した「政府統計オンライン

サポートシステム」を通じて、調査票の送受信、調査に関する個別質問の受付・回答や企業への疑義照会など、統計センターの職員が企業の担当者を直接サポートするものであり、こうしたきめ細やかな対応によって、当該企業からの回答率の向上・安定化と精度の確保が期待されます。

対象となるのはいずれも結果への影響が大きい企業であり、これらの企業から確実かつ正確に回答いただく取組により、調査全体における回収率の向上・精度の確保にも繋がるものと考えます。

【論点】

c 基幹統計としての統計精度の確保・向上の観点から、回収率やオンライン回答率の目標についてどのように考えているか。今後の回収率やオンライン回答率の向上に向けて、どのような方策を講じることとしているのか。講じることとしている方策は適切か。

【回答】

(回収率について)

回収率については、一般統計調査である現行のサービス産業動向調査において速報時点では50%台、確報時点では60%台でそれぞれ推移しています。

また、調査実施の場面においても、上記bのとおり独立行政法人統計センターによる企業調査支援事業を導入することを予定しており、結果への影響が大きい企業等の回答を高い精度かつ安定的に捉えることとしています。その他の企業・事業所においても基幹統計調査として、非常に重要な統計調査である旨を説明して十分に理解をいただくことにより回答率の向上を実現したいと考えています。

(オンライン回答率向上について)

オンライン回答率については、一般統計調査である現行のサービス産業動向調査において令和4年平均で45.0%となっています。基幹統計調査においては、公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月28日閣議決定。以下「第IV期基本計画」といいます。）において、「今後の5年間で、基幹統計調査における回答数に占めるオンラインによる回答数の割合を、企業系調査では8割以上」を目指すこととされており、新調査でも同計画に基づき取り組む必要があると認識しています。

サービス産業動向調査の対象企業に対し、本年2～3月にかけて実施した企業ヒアリング（産業中分類別に売上高ベースで上位10社に入る企業を中心に20社を選定）において、紙の調査票で回答している理由を尋ねたところ、「調査票が配られるから」、「従前の回答方法を踏襲している」などといった回答が大多数であり、紙の調査票でなければ回答ができないような状況は少なかったことが分かりました。

このような状況を踏まえ、オンライン回答推進のため、調査票を配布せずオンライン回答用のID・パスワードのみを配布し、希望のあった客体へのみ調査票を配布する方法を検討しています。ただし、現行の調査においては、従業者数が10人未満の事業所ではオンライン回答率が2割程度と、他の層に比較して極めて低い水準となっていることから、小規模の事業所については、当初から調査票も併せて配布した上で、徐々にオンラインでの回答を促していくということも検討しております。

このほか、パソコンでの回答が困難な小規模事業所へのオンライン回答を促進する観点からスマートフォン用の電子調査票を作成することについても予定しております。

本調査は、主な調査項目が売上高と従業者数の2種類しかなく、オンラインでの回答が容易であることをアピールするとともに、オンラインでの回答方法について説明した分かりやすい資料を作成するなど誰もが回答できる環境を整備する中で、調査票を回収することを第一としつつ、オンライン回答促進に取り組むことを考えています。

(6) 集計事項

【論点】

a 本調査結果は、事業所調査の標本交替に伴う断層処理も含めて、現行の動向調査とどのように接続するのか。本調査結果の公表に当たり、統計利用者への留意点についてどのような周知を考えているか。

((4) 論点d 売上高における消費税込み集計への変更に伴い、過去のデータとの接続については問題はないか。)

【回答】

現行のサービス産業動向調査では、標本交替後の客体に対して「1か月目調査票」を配布し、当月の売上高に加えて前月の売上高も記入していただく調査設計となっています。事業所調査の標本交替時においては、標本交替前の客体の前月分集計値と標本交替後の客体の前月分集計値を用いて産業別にリンク係数を算出し、標本交替前の各月の集計値に乗じることで、標本交替により生じる変動を調整しています。新調査においても、これまでと同様に、標本交替に伴う変動を調整し、過去のデータと接続させる予定です。

<令和6年12月> 標本交替前の客体「月次調査票」

1.(1)売上高(収入額)
 ※金額は、千円未満を四捨五入してください。
 ※季節的要因等によって一時的に売上高がない場合は売上高を「0」とし、下の備考欄②にその状況について記入してください。

| 百億 | 億 | 百万 | 万 | |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

,000円

標本交替

<令和7年1月> 標本交替後の客体「1か月目調査票」

1.(1)売上高(収入額)
 ※金額は、千円未満を四捨五入してください。
 ※季節的要因等によって一時的に売上高がない場合は売上高を「0」とし、備考欄②にその状況について記入してください。

| | 百億 | 億 | 百万 | 万 | |
|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 前月 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 今月 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

,000円

リンク係数に使用

他方、現行のサービス産業動向調査では、調査票に記載のと通りの消費税抜き／込みの金額により集計、公表しています（以下「本系列」といいます。）。あわせて、消費税抜きのチェック欄情報を活用して消費税込み売上高を参考値として公表しているところです。新調査では、平成27年に策定された「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ。令和3年7月27日改定）に則った方法により、消費税抜きの売上高は税込補正した上で集計し、過去のサービス産業動向調査の本系列と接続して公表することを予定しています。

これらの点を踏まえて、新調査における具体的な接続方法は、令和7年1月分調査の集計時に、従来の標本交替による変動調整に加えて消費税補正の変動を併せて調整し、標本交替前の消費税補正前の集計値、標本交替後の消費税補正後の集計値を用いたリンク係数を算出し、過去の集計値（今の調査体系となった平成25年から令和6年まで分）に当該リンク係数を乗じて遡及する予定です。

なお、新調査の集計事項は現行のサービス産業動向調査の集計事項から変わらないものの、一般統計調査から報告義務のある基幹統計調査に変わる点など、調査実施環境が異なることによる影響の可能性があることを踏まえ、新調査の集計結果の時系列比較を行う際にはご留意していただきたいことを、公表資料やホームページの利用上の注意として記す必要があると考えています。

【論点】

b 特別集計について、どのような業種を対象に、どのような集計を行う予定か。また、調査計画上の集計事項の範囲には含めず、参考表として位置付けるのはなぜか。

【回答】

現行の特定サービス産業動態統計調査で公表している詳細な業種別の集計結果に対する政策ニーズに対応するため、通常集計・公表とは別に、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業、遊園地・テーマパーク等の細分類ベースの特別集計を行い、毎月の公表時に参考値として併せて公表することを予定しています。特別集計の方法については、本調査で把握する事業活動別の売上高を用いることとしておりますが、一部業種については経済センサス - 活動調査や経済構造実態調査の詳細な品目別売上高の構成比も活用することを予定しています。

また、新調査は、「サービス産業の事業活動の動態を明らかにする」という基幹統計の目的に照らし、産業中分類別結果の精度確保を前提とした調査設計としておりますが、特別集計については、産業中分類よりも詳細な分類での集計となるため、必ずしも十分な精度が保証できないことから、本集計とはせず参考表として公表することとしたものです。

【論点】

c 集計事項は、利活用ニーズを踏まえたものとなっているか。調査の目的に照らし、集計事項は基幹統計の範囲として適切か。

【回答】

現行のサービス産業動向調査及び特定サービス産業動態統計調査の集計結果は、以下のように幅広く利活用されています。

- ・ 月例経済報告における経済動向把握
- ・ 基調判断のための基礎資料や、四半期別GDP速報、第3次産業活動指数、消費動向指数等の基礎データ
- ・ 民間企業や学術研究機関における業界ごとの景気動向、市場規模等の分析

新調査の集計結果も、引き続き、上記のニーズがあるものと想定しており、新調査の集計事項はこれまでの利活用の観点からニーズを踏まえた十分なものになっていると考えています。

(7) 報告を求める期間及び調査結果の公表方法及び期日

【論点】

a 調査票の提出期限の前倒しは、どのような検討を経て計画しているのか。傘下の事業所分も含めた従業者数の回答を要する企業等調査の報告者においても、無理は生じないか。また報告者にはどのように周知する予定か。報告者負担、公表の早期化、結果精度の確保の観点からみて、新たな提出期限は適当か。

【回答】

調査票の提出期限の前倒しについては、第Ⅳ期基本計画等において求められている公表早期化を図ることを目的に検討を開始したものであり、その検討過程においては、現行調査の調査対象となっている客体に対するヒアリングを通じた回答プロセスの実態把握、他の基幹統計調査の提出期限との比較などを行っております。

新調査の調査事項は「売上高」と「従業者数」のみであり、報告者負担の大きい費用等の項目は調査事項とはしていないこと、また、従業者数についても、傘下事業所分を含めた集計に時間を要する内訳欄については廃止するなど、報告者負担の軽減も図っていること、他の月次の基幹統計調査である商業動態統計調査や経済産業省生産動態統計調査についても翌月15日を提出期限として設定していることを踏まえると、翌月15日との提出期限は合理的な設定であると考えております。

なお、提出期限の前倒しに関する周知については、現行調査から継続して調査対象となる報告者に対し、新調査の創設や現行調査との変更点等に関するお知らせを送付することを予定しているほか、年4回発行しているサービス産業動向調査ニュースやホームページ等も活用し、丁寧に周知を図ってまいります。

(参考) 他の基幹統計調査の調査票提出期限等

| 基幹統計調査名 | 調査票の提出期限 | 公表期日 |
|---------------|-----------|----------|
| 経済産業省生産動態統計調査 | 調査月の翌月15日 | 調査月の翌月末 |
| 商業動態統計調査 | 調査月の翌月15日 | 調査月の翌月下旬 |

【論点】

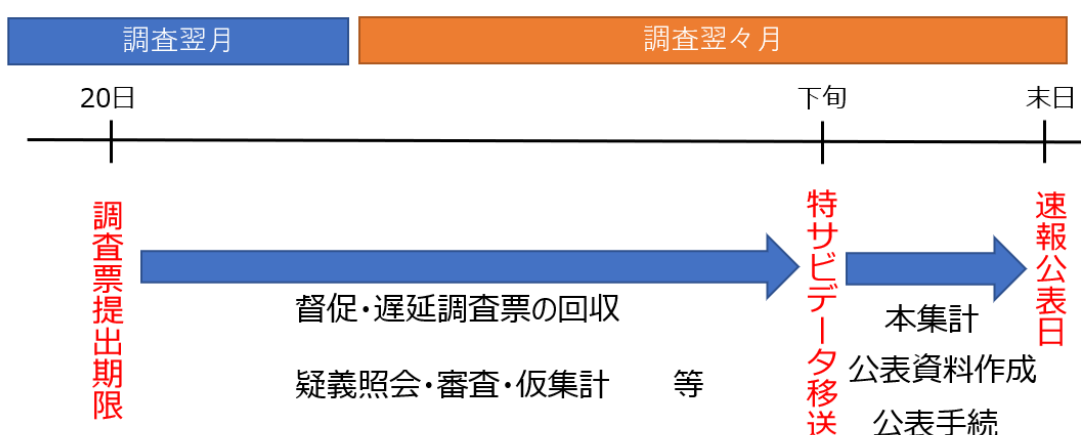
b 現行の動向調査の実査から結果公表までの統計作成プロセスについて、どの点をどのように見直すことにより、公表の早期化及び結果精度の維持・向上の両立を図ることとしているのか。公表期日は適当か。

c 更なる公表の早期化に向けて、今後どのような取組を行う予定か。公表早期化に向けた課題は何か。

【回答】

現行のサービス産業動向調査においては、各調査月の中旬に調査票を配布し、翌月 20 日を締切りとして郵送又はオンラインで調査票を回収しています。その後、翌々月 20 日頃まで 1 か月間程度の督促を行い、翌々月末に速報の公表を行っています。その間、提出された調査票の疑義照会を委託業者で行ったり、納品されたデータチェックを行ったりします。

サービス産業動向調査 速報公表までのスケジュール



また、速報公表後も督促及び回収を行い、確報集計の精度を確保するよう調査月の 5 か月後まで遅延調査票を取り込んで集計し、確報の公表を行っています。

新調査においても、実査から公表までの流れは現行と変わりませんが、調査票の提出時期を現行の翌月 20 日から 15 日へと 5 日間早める点のほか、独立行政法人統計センターの行う企業調査支援事業（(5) 論点 b 参照（8 ページ））の活用などにより、現行調査よりも早期に集計プロセスに入ることができるものと考えています。また、調査を統合することにより、特定サービス産業動態統計調査からのデータ移送事務が不要となるなど、新調査は審査事務についても現行調査よりも効率化される見込みです。このように、調査票の早期回収、企業調査支援事業の活用、審査事務の効率化を併せて実施することにより、公表時期の 1 週間前倒しを実現することとしています。

上記のとおり、速報集計としての精度を保つ必要があることから、一定の回収期間を確保した上で公表している状況です。今般の一週間の公表早期化については、今後の更なる早期化に向けた第一歩と考えており、新調査実施後、回収状況や記入状況を踏まえながら、更なる公表早期化に向けた課題を整理し、具体的な検討を進めてまいりたいと考えています。

(8) その他の申請事項

【論点】

特になし。